



社会保障審議会障害者部会	
第95回 (R1. 10. 25)	資料 1

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

2. 最近の施策の主な動き

- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 (H29. 2)
- 第7次医療計画についての通知 (H29. 3. 31)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業創設 (H29. 4)
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30. 4. 1 施行)
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定)
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)
- 障害者サービス等報酬改定 (H30. 4)
- 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (H30. 6)
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行 (H30. 10)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き (H31. 3)
- 障害者雇用促進法の改正 (R 元. 6)
- 読書バリアフリー法の施行 (R 元. 6)
- 農福連携等推進ビジョン取りまとめ (R 元. 6)
- 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告 (R 元. 6)
- 就学前の障害児の発達支援の無償化 (R 元. 10. 1 施行)
- 障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定 (R 元. 10. 1 施行)

3. 基本指針見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、現在有する機能の水準や充足状況が十分であるか継続的に検証及び検討を行うことを明記してはどうか。
また、近年の地域生活への移行者数の減少傾向を踏まえるとともに、重度の障害者への支援を可能とする日中サービス支援型共同生活援助や、円滑な地域生活に向けて定期的な居宅訪問や随時の相談助言等を行う自立生活援助等により、地域において障害者の生活を支えるサービスを充実させる方向で、基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」(以下、推進事業)実施自治体の増加、保健・医療・福祉関係者による圏域ごとの協議の場の設置等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところではあるが、長期入院者数の減少等、成果目標の達成に向けた取組をより一層推進する必要がある。
包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇」(※)

を新たに成果目標として追加してはどうか。

また、精神障害者の地域支援に係る事項については、活動指標でより具体的に示してはどうか。

※定義例：精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したものの。

さらに、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、昨今、関心が高まっており、ギャンブル等依存症に関する自治体、医療機関、障害福祉サービス事業者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や、自助グループへの支援、障害者福祉サービス担当職員の依存症の理解促進等が重要と考えられるが、基本指針に、依存症に係る取組事項について記載してはどうか。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

就労系サービスについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。また、平成30年4月に創設された就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていかななくてはならない。

加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。

これらを踏まえ、就労系サービスについて、以下のとおりとしてはどうか。

- (1) 一般就労に移行する者の目標値については、新たに、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の区分別に設定することとしてはどうか。
- (2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値については、平成30年度報酬改定等を踏まえて、設定しないこととしてはどうか。
- (3) 就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとしてはどうか。
- (4) 「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んでどうか。

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）において、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されたことを踏まえ、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢・理念を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等の家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

(1) 聴覚障害児の早期支援の推進

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要であることから、都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(2) 児童発達支援センターと障害児入所施設の果たすべき役割の明記

児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることを明記してはどうか。

また、児童発達支援センターが果たすべき地域支援機能等について、市町村の障害福祉主管部局が代替する方法が考えられることを明記してはどうか。

そのほか、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、障害児入所施設について、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があることを明記してはどうか。

(3) 18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備

障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があることを明記してはどうか。

(4) 都道府県・市町村障害児福祉計画におけるニーズの把握

都道府県及び市町村における障害児福祉計画の策定については、地域における支援

のニーズを把握することを求めているが、特に、重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズを把握すべきことを明記してはどうか。また、重症心身障害児については障害児入所支援、医療的ケア児については短期入所の利用ニーズについて、特に把握する必要があることを明記してはどうか。

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進

平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づき文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、その手段として都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑧ 障害福祉サービスの質の確保に関すること

現在の指針には、第三者評価や障害福祉サービス等情報公表制度などを記載しているが、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施するには、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込んではどうか。

(例) 研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック

⑨ 障害福祉人材の確保に関すること

関係団体等からの要望が多い「障害福祉人材の確保」について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

4. 成果目標等に関する事項 (案)

○ 現行の指針では、主なポイントとして、以下の①～⑥を掲げており、

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の5つの柱を定めている。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等